



1986-9

No. 216

【表紙】

彫刻

若きカフカス人  
中原悌二郎  
・解説は30ページ

題字デザイン・桑山弥三郎  
カット・林美紀子

もくじ

— 特 集 —

民間芸術活動の振興

『芸術活動振興のための  
新たな方途』について

河竹登志夫 4

若者にみる芸術の未来

松田芳郎 6

活性化のためのロンドン行き

渡辺浩子 8

---

『芸術活動振興のための新たな方途』  
— 民間芸術活動の振興に関する検討会議 — 10

第一回国民文化祭ポスター展

— 亀倉雄策・福田繁雄氏ら13人展 —

20

— 文化庁ニュース —

- ・昭和61年度(第41回記念)芸術祭協賛公演決まる……………22
- ・文化庁の昭和62年度概算要求まとまる……………24

展覧会紹介

日本美術名宝展 東京国立博物館 27

エル・グレコ展 国立西洋美術館 28

近世の小袖意匠 国立歴史民俗博物館 29  
— 野村コレクションより —

- ・新任のごあいさつ  
長官官房会計課長 糟谷正彦……………29
- ・文化庁行事報告及び予定……………30
- ・国立劇場ニュース……………31



# 『芸術活動振興のための』

## 新たな方途』について

河竹登志夫

民間芸術活動の振興に関する検討会議がスタートしたのは、昭和六十年二月であった。我が国は今、心の豊かさを求める内外のおのずからなる要請にこたえて、芸術文化の一層の振興を図らねばならない段階にきているが、文化関係予算は近年の財政事情を反映して、ここ数年概ね減額傾向にある。特に、いつも芸術振興施策の代名詞のように取り上げられる民間芸術団体の事業に対する補助金は、毎年削減され、ピーク時の昭和五十六、五十七年度に比して、昭和六十一年には三〇パーセント強の減になっている。文化庁がこの検討会議を開催した背景には、このような状況があったものと思われる。

### 各部署のテーマを追って

我々二十名の委員と三名の専門委員は、今年七月末までの一年五か月の間に全体会と部会を合わせて四十一回もの会合を持った。この部会は、それぞれの検討テーマごとに五つ設けられた。各部署のテーマは、第一部会が

「芸術活動の現状分析」、第二部会が「芸術活動の量的分析と今後の動向予測」、第三部会が「諸外国における芸術行政の現状」、第四部会が「今後の芸術活動振興策」、第五部会が「民間芸術活動の助成のあり方」であった。さらに、これらの検討に資するため、第二部会では、科学研究費グループの調査研究が併行して行われ、第三部会では、メンバーによる海外芸術行政事情の視察が行われた。そして、以上の検討の結果を、今年七月二十八日に「芸術活動振興のための新たな方途」としてまとめ、文化庁長官に報告した。

以下、この報告の内容に触れてみたい。

### 『芸術活動振興のための新たな方途』

報告は、今後の芸術活動振興策の方向を総括した総論と二つの章から成っているが、まず、第一章「我が国の芸術活動の現状と問題点」では、八項目の特徴的な事柄を挙げて現状分析を行っている。これを要約すると次のようになる。

### 芸術活動における現状と問題点

我が国の芸術活動は、量的に拡大し、多様化し、また、一般の人々が積極的に芸術活動に参加する傾向が見られるが、このような広がりには、必ずしも新たな創造活動の契機になつていないとの見方も強い。その背景には、明治以降の欧米文化をあるべき模範と見る傾向と、芸術活動における地域的な偏りや年代間の偏りがある。さらに、近年著しい発達を見せている媒体を十分生かすきつていないと思われる。また、今日の社会では、個人に代わり、国、公共団体、企業等が芸術振興に大きな役割を果たすようになってきているが、我が国ではこれらの支援体制が不十分である。これらの現状分析を踏まえて、総論「芸術活動振興のための新たな方途」及び、第二章「芸術活動振興のための具体的方策」では、芸術活動振興の方途として四つの柱を提示している。

### 進むべき芸術活動振興への四つの柱

第一の柱は、「文化庁芸術行政の強化」で、文化庁は内外の情報収集、分析、提供、の機能を強化し、芸術活動の動向を的確に把握すべくであり、また他省庁、地方公共団体等が実施する芸術関係施策を把握し、必要な調整を行う体制を整える必要があるとしている。第二の柱は、「芸術関係予算の確保と民間活

力の活用」で、我が国としては、芸術関係予算の確保と並んで公的機関、企業等の民間機関、芸術団体間の協同の仕組みの整備、公益信託や基金の設置、芸術支援の意欲を喚起するための税制面での配慮など芸術に対する新たなパトローネージを開発する必要があるとしている。

第三の柱は、「創造追求の強化とそのための基盤整備」で、我が国としては、独自の芸術を創造し、その成果を国際社会に還元することが急務であり、そのため、地方芸術の振興を通じて相互に刺激を与え合う環境を作り、創作活動に対する支援を強化するなどによって創造意欲を喚起するとともに、創造の成果を海外で紹介する必要があるとしている。第四の柱は、「芸術活動に広がり」で、人が芸術を支援し、芸術活動に参加し、その成果を享受できる環境を作り出すために、芸術活動の重要性について国民の理解と支持を求めるとともに、芸術を国民の身近なものとする努力をしなければならず、また、青少年に対し、生の芸術に接し、親しむ機会がより多く与えられるとともに、国民の芸術活動への参加の意欲を更に促進する必要があるとしている。

### ◆特集：民間芸術活動の振興

以上、一般的な説明をしてきたが、私自身がこの報告の中で特に注目したいと思う二つの点を次に紹介する。

### 芸術的創造 — 『発想の水源地』

ひとつは、今回の検討が芸術を新たな角度

からとらえ直し、芸術活動振興の意義をより明確にしたことである。芸術が、人々に精神的なゆとりと潤いを与えるものであることは今更いまでもないが、今回、これに加えて、芸術的創造が「発想の水源地」として、国家社会の発展の上で、自然科学上の発明発見や技術革新にも匹敵する重要な役割を担うものであり、経済・社会の活力を維持するためにもその振興は欠くことができないことを指摘している。芸術はそれ自身が本来の目的であり、このような意義付けは必要ないと考えも強かったが、経済活動を重視する現代の日本社会でこのような理論付けが行われたことは、今後芸術の振興について広く社会の理解を求め際の大きな支えとなると思われる。

### 芸術振興に民間活力を

二つには、芸術振興のために、芸術関係予算の充実について国家的見地から十分配慮がされるべきことを指摘するとともに、民間活力の活用により、芸術に対する新たなパトローネージの開発を図ろうとしていることである。民間活力の活用は、今日、多くの行政分野で提言されているところであるが、芸術振興のための民間活力の活用は、財源と人材の安定的拡大を図るためだけでなく、援助の多元化を通じ、芸術活動の自主性を保持し、人々に参加の意識を育て、自らの力で芸術を支える意欲を生むためにも必要だとされている。芸術に対する民間のパトローネージは、我が国に

においても存在するが、欧米諸国と比較して量的にも質的にも十分とは言えない。これは税制など制度の問題もあろうが、やはり芸術を大切に育てようとする社会的伝統を形成する必要があると思われる。企業等が芸術を支援することが当然とされている欧米諸国においても、近年芸術支援の新しいシステムが整備されつつあり、我が国においても、これらの成功例を参考にしながら、我が国の社会に相応しい芸術支援のあり方について十分検討される必要がある。我々はこの検討会議でいくつが民生活用のための組織についての案を提示したが、これらについて文化庁が早い時期に具体化に向け、手を打つことを期待したい。

文化庁において取りまとめられた芸術に関する提言としては、昭和五十二年の「文化行政長期総合計画」があるが、これは、文化庁の行政全体を対象としているものであり、芸術に限定して、現状を分析し、振興方策を検討してまとめたのは今回が最初であろう。この報告が今後の芸術行政のガイドラインとして活用されるとともに、これをもとに芸術について広く論議がなされ、我が国芸術の躍進のきっかけとなることを、この検討にかかわった一員として期待している。

河竹登志夫(かわたけ・としお)  
演劇評論家、早稲田大学教授。  
「民間芸術活動の振興に関する検討会議」検討委員会議長を務める。



# 若者に見る芸術の未来

松田 芳郎

※

幅の狭い道路を自転車をかわしかわし歩いているときに、いっせいに速度を落とさない自動車にあわてて横に身をかわして自動車を見ると、どこかに急ぐ用件でタクシーに乗っているときに、ゆっくりと人とお喋りしながら道を歩く人の通り過ぎるのを待っているときと、また、高架線の上を通る電車のなかから下を見降ろしているときとでは、同じ通りであるのに何とも印象が違っている。

その人の置かれた位置と立場で、物事はまったく違って見えてくる。

## 物事を量化・統計化してみる

―立場のちがいにまどわされぬ―

視座の確保を求めて

「民間芸術振興」という言葉を最初にきいたときは、「民間芸術」という以上は、対概念として、「公的芸術」あるいは「官製芸術」というものがあるであろうかと疑問に思った。芸術そのものには、その様な区分はないであろうから、考えられるものは所有者が民間であるか、公的部門であるか、それとも、経費の出所が、民間であるか政府であるか。作り手というべきか、作成の主体が、民間人か、公務員が公務として行うのか、あるいは、

複数の人間の作り出す集団芸術、例えば舞台芸術であるとすれば、その集団が組織としては、民間団体か政府団体であるかという区分に戻っていく。ただ日本では、その様な公的部門を組織・運営しているものは、ほとんどない。そうすると、「民間芸術振興」は即ち「芸術振興」という事に他ならなくなる。それを、ことさらに「民間」と限定するのは、何故かという事になる。それは、結局のところ、文化庁という公的立場に立つて見る必要があるですという課題を黙示的に見せているに他ならない。

国立大学に勤務する以上は、国家公務員であることには変わらないが、その仕事の性質上どうも公的立場という所に身を置いているという自覚はあまりない。「民間芸術活動の振興」を検討する会議に身を置いて、初めて、自己の立場のあいまいさに気がつくといえる。しかし、人間というのは、車の上に乗って見ているか、車に乗っている人を見上げるかで容易に立場の違いで見方の変化する存在であるとすれば、その様な立場の変化による考えの変化を引き起こさない視座を確保する必要があるのかもしれない。その様な見方を保持する方法の一つに、物事を量化してみる、又は統計として見るということがあられる。われわれの様な社会科学の専攻の者が、この様な検討の場に動員された

最大の理由は、そこにあるに違いない。

もつとも、物事の統計化を試みるという方式に最もなじみにくい分野の一つに芸術を数えることが出来るであろう。量化するというのは、測定出来る単位で示すことであり、質的差という主観的なものを量化するということは、とても難しいことである。

例えば、舞台芸術に従事している芸術家が、日本全国にどれ位いるかを知する方法の一つに、「国勢調査」の職業別人口統計を使用することが出来る。昭和五十五年の二〇パーセント抽出推計では、音楽家は、約九万四千人、俳優・舞踊・演芸家は、約四万二千人である。両者合せて、十三万六千人であるけれども、日本芸能実演家団体協議会（芸団協）の昭和五十九年調査では、約三万五千人と推定している。（昭和六十年で約五万五千人である）とすれば、その差は何であろうか。舞台上に立たない人で子供にピアノを教える一種の塾の様な教室を開いている人は除いた人を、演奏芸術家であると定義した結果であろうか。しかし、その様な副業的なピアノ教師も、それで収入を得ている以上は、「国勢調査」の数値の一人となるのに不思議はないであろう。

## 芸術に対する価値評価の難し

ところで収入を得ているとそれがプロフェッションナル、いわゆるプロの証になるのであろうか。収入の主たる源泉は、教師であるかもしれないが、演奏活動としては、プロとして活躍しているかもしれない。しかし、演奏家としての収入が教師としての収入を下まわっていたならば、どうであろうか。収入の多寡は、その尺度にならないかもしれない。

ところで収入を得ているとそれがプロフェッションナル、いわゆるプロの証になるのであろうか。収入の主たる源泉は、教師であるかもしれないが、演奏活動としては、プロとして活躍しているかもしれない。しかし、演奏家としての収入が教師としての収入を下まわっていたならば、どうであろうか。収入の多寡は、その尺度にならないかもしれない。

観賞の受身と同様に、自分達自身の芸術活動への参与は、全国平均で二五パーセントにとどまっております。しかも、文学・芸術関連学科以外の学生についてみると、ロック・バンド、写真、コーラス、華道・茶道を除くと顕著な集中を示す分野はない。

将来における積極的な芸術の享受への道を開く可能性のあるのは、テープレコーダ、ステレオなどの七〇パーセント以上の普及に並んで、ビデオ装置の三六パーセントの普及率である。しかも関東の四二パーセントについて、中国・四国・九州が四〇パーセントであるという事は、観賞機会の乏しさに対する自衛手段でもありと思われる。これ等の媒体による芸術鑑賞の機会の増大が、逆にライブに関する興味を引き起こすなり、自身自身での創造活動に対するかかわりの増加を引き起こすのかもしれない。

## ◆特集：民間芸術活動の振興

### 芸術の地域格差

音楽・舞踊・演劇の三分野のいわゆるポピュラーではない分野で活躍している人々の様々な名鑑類に収録されている人々、約六千人の統計化を行うべく観察してみると、これ等の人々の生まれた地域こそ様々であるけれども、現在の活躍地域は、

### 媒体芸術鑑賞の増大化

芸術の地域格差の是正には、映画・テレビなどの電波媒体による提供や、ビデオ・レコードなどによる記録媒体による提供が大きな意義を持っている事は否定出来ない。未来の芸術の享受者を性格付ける現在の若者が、何を求め、実際に何を楽しんでるかを、全国約一万人の大学生・各種学校生などの芸術意識と芸術活動調査と、約四百人の関東地区の製造業事業所の二十九歳未満の勤労青年の試験調査によると、この種の媒体による享受は、極めて高い比重を占めている。地盤沈下をささやかれていた映画にしても、学生で、劇場映画に足を運んだものは、全体の八四パーセントに達し、勤労青年では、七〇パーセントになっている。この反面、劇場やホール、あるいはライブ・ハウスなどの実演を鑑賞しているものは、学生で、六八パーセント、勤労青年で四九パーセントとなっている。サンプルの偏りの比較的少ない学生調査で見ると、地域による差が大きく、関東の七十二パーセントに対し、中国・四国・九州は五四パーセントとなり、享受機会が大きく、供給によって制約されていることを示している。

さらに、このライブ観賞が具体的に何であるかを見ると、ロック、ニューミュージックがそれぞれ

松田芳郎(まつだ よしろう)

一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター教授  
倉林義正一橋大学教授と「SEAPA (Socio-Economic Analysis of Performing Arts) 委員会」で、演奏・舞台芸術の社会経済的分析に従事。主著「データの理論」



# 活性化のためのロンドン行き

渡辺浩子

※  
最初の会議が昨年二月だったから、この七月でちょうど一年半になる。各部会もあわせて四十数回の会議を経て、私たちの検討してきた問題が「芸術活動振興のための新たな方途」と題する白い小冊子にまとまった。読みかえすと、一語一語に各委員の顔が浮かんでくる。ずいぶん熱心に議論したものだ。最終日、これで解散かと思うと、少しさびしかったくらいだ。

## ケタ違いの文化予算

この会議を私はそんな風に予想していなかった。だいたい文化庁から委員に、といわれた時、会議なんかしたつてと正直思った。ましてやイギリスに文化予算を調べに行けと言われた時は、「まるっきり文化予算の規模が違うのだから調べたつて参考にしようがない」と会議ではっきり言った。フランスに三年近く留学していた時、国が芸術にかけている意気込みは手にとるように感じていたし、予算

も日本では想像できないような額がおりているのを知っていたから——。隣のイギリスにもその間何度も往復して、そのことは痛感していた。ましてや緊縮財政だ、行革だと、政府が予算をけずろうとしている時に何を叫べばいいかと、芸術にお金が出るはずはない。思った通り、イギリスの予算はケタ違いだった。

例えば、ナショナル・シアターに、年間二十三億円というお金がおりている。ロイヤル・オペラにいたっては、年間約四十億。ロイヤル・シエークスピア・シアターに十五億六千万。他に、演劇部門だけでも五十四団体へ三十五億円の補助金がでている。日本では、国立劇場と第二国立劇場に係る予算を別にすれば、芸術活動と芸術鑑賞会の充実のための移動芸術祭など、すべて含めて約十八億円、それも演劇だけではなく、オーケストラ、バレエ、能、狂言、すべてのジャンルを含めての額である。これでは各劇団の年間活動への補助などおろりはずがない。だから現場で仕事をしている私達には、文化庁の会議とか外

国の予算調べなどはどうもピンとこないのだ。やってもむだなことという気がしてしまう。

## 芸術意識の高さが生む多額の予算

しかし、イギリスに行って私は考えを変えた。たしかに金額的には参考にしようがない。調べれば調べるほど日本の現状の貧しさが浮かびあがってくるだけだ。でも、だからと言って、何をやってもむだなのだろうか。戦後の焼跡の中で、今こそ我々は芸術に目を向ける時がきた、ロンドンを一大会都市にしよう、と立ちあがったイギリス人の決意、それが「英国芸術評議会」を生み出し、ここが中心となってこの四十年間、イギリスの芸術活動を活性化してきた。ロンドンが世界に誇る芸術都市になったし、芸術は人間の生活にかかせないものだという意識が市民に行きわたった。芸術に政府が多額な予算をさくのも、こうした背景があるからなのだ。

日本ですぐよくきかされる言葉は「自分たちが好きで勝手に、やれ演劇だ、バレエだつてやっているのだから、それに何でお金を出す必要があるのだ」ということだ。芸術が生活に欠かせないというイギリス人の意識とはだいぶ違う。欠かせないと思わせるほど芸術が育っていないのも一つの原因だろう。もう一つは生活するのに手一ぱいで、芸術まで気がまわらないということもある。お腹がばいになりさえすれば、香りなどどうで

もいいという暮らしの水準だったといえなくもない。

でもそれはやっぱり残念なことじゃないか、芸術が欠かせないというような暮らし方をしなけりや。と、ロンドンの街でタクシートの運転手さんがナショナル・シアターの「ハムレット」の舞台の話熱心にするのをききながら、私は思った。彼はちゃんとナショナル・シアターに莫大な補助金がでているのを知っていた。当然だよ、オペラなんて絶対入場料だけじゃやれない。いい舞台が安い入場料で見られるんだ、税金使うの当たり前前だ」とも言った。

## 少ない補助金に民間活力の援助を!

そのロンドンでさえ私が行った時、文化予算のことで大さわぎしていた。サッチャー首相が経済に重点をおいて、文化や福祉の予算をけずるといふのだ。物価の上昇に見あうだけの増額がないし、映像、光、さまざまなパフォーマンスと、芸術のジャンルがふえていくのに、それに見あうだけの補助が出ていない。

そこでクローズ・アップされてくるのが、民間の企業からの援助だ。日本でもこのごろ企業のタイトルをついた公演などがふえてきているが、イギリスはそれをもっと開けた組織にしていた。「芸術活動への民間援助協議会」略して「A

BSA」という組織で、芸術家からの補助の要請と、お金を出してもいいという企業との間に立って、両者を結びつける仕事をしている。政府も手をかして十年程前にできたのだが、企業と芸術家が直接交渉せず、ある組織を通してやるというのは、芸術家が個人でスポンサー探しに走り回らなくていいし、企業がそう露骨に宣伝を押しつけてこないし、開けた関係を両者がもてるという点ですぐれている。

## 踏み出すこの努力が

芸術というのはあまり拘束してはいいいものが生まれにくい。そこをよく認識した上での組織だ。イギリス人は芸術とのつきあいが長いなど私は感じた。

どうせやってもむだだと思わずにやりはじめなければ、今でも足も踏みださずにあきらめていたところがあるのではないかと、私は大いに反省した。また私たちの会議も、予想したような型どおりのものではなく、生き生きとフランクに問題が持ちこまれ、議論がつづいた。異なったジャンルの芸術関係の人たちとこれだけ頻りに意見を交換するのははじめてだし、統計学や政策科学等、日頃まったく縁のない大学の先生や、経団連、銀行、経済学などの関係の方と一つのテーブルについて問題を討議するのもはじめてだった。どうしても一つのジャンルから物を見てみると、知

識が偏る。他の角度から物が提示されると、思わぬ開け方をする場合がある。現状に関する統計がいろいろと出されたが、気がつかずに見すこしていることがずいぶんあった。要するに知識を交換するチャンスが今までなさすぎたのだ。それぞれのジャンルにこもってばかりいないで、いろいろな角度から物を見つめるのは発見があるし、刺激になる。パリのポンピドゥー・センターのように、いろいろなジャンルの芸術が出会う場所を作ろうという意見が今度の提案の中にもあるのは、この会議でその必要性が痛感されたからであらう。

※  
会議で検討されたことは、「芸術活動振興のための新たな方途」と題された提案の中にまとめられた。問題は実際にどれだけのことをこれからするかだ。日本も貧乏国ではなくなつたよ、だし、芸術の活性化に向かって新たな一歩を踏み出すにはちょうどいい時かもしれない。どうせむだとは思わないと思う。

渡辺浩子(わたなべひろこ)  
演出家(劇団民藝演出部)  
はじめに現在まで二十数本の芝居を演出。主な作品に「秋元松代作『七人の侍』」「インチャウド作『ギヤバレー』」などがある。

## ◆特集：民間芸術活動の振興

家を標ぼうする我が国としては、芸術関係予算の充実に十分配慮すべきである。またそれと並行して、民間活力の活用によって、財源と人材の一層の拡大と、援助源の多元化を図る必要がある。文化庁は、財界、芸術団体その他の関係者と協力し、公共機関、企業等の民間機関、芸術団体間の協同の仕組みの整備、公益信託や基金の設置、芸術支援の意欲を喚起するための税制面での配慮や頭影制度の整備など、芸術に対する新たなパトローネージを開発する必要がある。

### 三、創造追求の強化とそのための基盤整備

明治維新以降の我が国は、欧米の芸術の摂取に努めてきたが、今日我が国の置かれてある立場を考えると、広い視野に立って、人類の芸術文化の形成に一層積極的に参加する必要がある。このためには、更に創造への努力を強化し、独自の芸術を創造し、その成果を国際社会に還元することが急務となる。

そのためには、地方芸術の振興を通じて相互に刺激を与え合うような環境を作り、創作活動に対する支援を強化し、芸術家を始めとする芸術の担い手の育成や著作権制度の一層の整備を図るなどによって、創造意欲を喚起するとともに、創造の成果を積極的に海外に紹介する必要がある。

また、分野を超えて、創造、情報収集・提供、研究、交流を行う総合芸術活動の場を整備する必要がある。

### 四、芸術活動に広がり

芸術活動の国民的な広がりを表現し、人々がその希望するところに従って等しく芸術を支援し、芸術活動に参加し、その成果を享受できる環境を作りだすために、国・地方公共団体の芸術行政担当者や芸術家等関係者はそれぞれの立場から芸術活動の重要性を国民に訴え、その理解と支持を求めるとともに、入場料の軽減等による入場料の引下げや劇場、美術館、展示場等の整備などを通じて、芸術を国民の身近なものにしなければならぬ。また、感性が鋭敏な青少年に対し、学校等において、生の芸術に接し、親しむ機会がより多く与えられるべきである。一方、芸術大学等の芸術教育機関において、芸術家の養成と併せて、社会の各分野で、芸術を支え、芸術に関与し、あるいは芸術を深く理解し、享受する人々の養成のための教育が行われることが望まれる。

一方、国民の間に高まっている芸術活動への参加の意欲を更に促進するため、昭和六十一年度に新たに開催される国民文化祭を始め、人々の間における幅広い芸術活動の一層の振興を図る必要がある。

我が国は、戦後四十間の間、国を挙げて経済の発展に邁進し、その結果、今日では、国民総生産や貿易の面で世界の大国に伍するようになった。そうした中で、人々の間には、物的な豊かさに加え、より内面的な充足を求める声が高まってきている。

また、省労働力化による余暇の増大や人口構成の高年齢化といった社会的変化もあって、従来芸術文化に対するかわりの薄かった層も、芸術鑑賞やアマチュア活動への参加などを通じて、より積極的に芸術に関与するようになった。このような状況のもとで、舞台芸術の公演数や観客数あるいは芸術活動に携わる者の数は年々増加し、劇場その他の芸術活動の場の整備も量的には飛躍的に進んだ。特に海外の芸術家、芸術団体による国内公演は多岐多様にわたり、日本は今や世界の芸術市場の中心の一つになったと言えよう。

## 第一章 我が国芸術活動の現状と問題点

### 第一節 我が国芸術活動の現状分析

#### 一、量の拡大

我が国は、戦後四十間の間、国を挙げて経済の発展に邁進し、その結果、今日では、国民総生産や貿易の面で世界の大国に伍するようになった。そうした中で、人々の間には、物的な豊かさに加え、より内面的な充足を求める声が高まってきている。

#### 二、多様化

近年における我が国の芸術は、伝統と外来、クラシックとポピュラー、これらが交じり合った混濁状態にあり、世界に類を見ない多様な活動が行われている。また、余暇時間の増大と所得水準の向上は、これまで一部の専門家しか参加し得なかった芸術活動へのアマチュアの参加を可能とした。さらにはメディアやコンピュータの目覚ましい発達、媒体芸術を中心に新たな芸術的可能性をもたらし、芸術活動の多様化は一層進むものと思われる。

#### 三、参加する芸術

我が国においては、一般の人々が、単に観客や聴衆といった受け手としてでなく、自ら演じ、自ら制作するなど、積極的に芸術活動に参加するという傾向が見られる。このことは若年層において顕著であるが、最近におけるコーラスや民謡等の流行、俳句、書道、詩歌人口の層の厚さなどに見られるように、すべての年齢階層に共通している。特に生活水準向上の恩恵の下に育ってきた若者の間では、幼児期からおけいこことやクラブ活動を通じ楽器の演奏や創作

## 『芸術活動振興のための新たな方途』

### —民間芸術活動の振興に関する検討会議—

文化庁においては、我が国の民間芸術活動の将来の展望と、その振興の方途について検討するため、有識者による「民間芸術活動の振興に関する検討会議」を開催した。

同検討会議は、昭和60年2月27日から昭和61年7月28日までの間に、計12回の全体会を開催したほか、検討テーマごとに5つの部会に分かれ、合計29回の部会での討議を行い、多方面から慎重に検討したが、この度、この結果をとりまとめた。

報告は総論と2章から成っており、総論「芸術活動振興のための新たな方途」は、今後の芸術活動振興策の方向を総括した部分であり、「文化庁芸術行政の強化」、「芸術関係予算の確保と民間活力の活用」、「創造追求の強化とそのための基盤整備」及び「芸術活動に広がり」の芸術活動振興策の4つの柱を提示している。

第1章「我が国芸術活動の現状と問題点」は2節から成り、第1節で現状を質的側面、量的側面など多面的に把握し、分析し、第2節ではこれを受けて「国民の理解の涵養」など11項目について芸術振興の意義と課題を挙げている。

そして、第2章「芸術活動振興のための具体的方策」は、第1章で示された我が国の芸術活動の現状と課題の認識を踏まえて、総論で提示した芸術活動振興策の4つの柱に沿って、具体的な施策を「総合的芸術活動振興策の立案」など16項目にわたって示唆している。

## 総論 芸術活動振興のための新たな方途

文化は、人間が人間であることの証しであり、文化なくして人間の生活はあり得ない。その文化を高め、豊かならしめるものこそ芸術活動であり、芸術は正しく文化の水準と創造性の高さを最も端的に示す指標にほかならない。優れた芸術が、文化の発展を促し、また文化の価値を保証するものであることは、古来歴史のよく示すところである。しかも、芸術は、人間の精神的、文化的欲求の具体的表われとしてそれ自体が本来の目的であり、その向上なしには、経済・社会の発展も、その意義を失うものである。戦後の経済成長を経て物の豊かさを実現した日本人としては、今こそ、人間の証しである文化とその精華である芸術の振興に全力を注ぐべき時が来たといえよう。

さらに、芸術的創造は、また「発想の水源」として、国家社会の発展の上で、自然科学上の発明発見や技術革新の飛躍にもつながら重要な役割を担うものであり、経済・社会の活力を維持するためにも、また国際社会への貢献を果たすためにも、その振興は欠くことができない。

文化は、人間が人間であることの証しであり、文化なくして人間の生活はあり得ない。その文化を高め、豊かならしめるものこそ芸術活動であり、芸術は正しく文化の水準と創造性の高さを最も端的に示す指標にほかならない。優れた芸術が、文化の発展を促し、また文化の価値を保証するものであることは、古来歴史のよく示すところである。しかも、芸術は、人間の精神的、文化的欲求の具体的表われとしてそれ自体が本来の目的であり、その向上なしには、経済・社会の発展も、その意義を失うものである。戦後の経済成長を経て物の豊かさを実現した日本人としては、今こそ、人間の証しである文化とその精華である芸術の振興に全力を注ぐべき時が来たといえよう。

また、芸術行政の整合性を保つため、他省庁、地方公共団体等が実施する芸術関係の施策を十分把握し、必要を調整を行う体制を整える必要がある。

### 二、芸術関係予算の確保と民間活力の活用

芸術活動の振興には、財政面で、公的・私的な支援が必要であり、文化国

## ◆特集：民間芸術活動の振興

活動に親しむ者が多く、潜在的な芸術家の予備軍と訓練された良質な観客層を形成している。このことは、今後我が国の芸術振興を考えるに当たり、前述のアマチュアによる芸術活動の活発化と合わせ、十分考慮に入れる必要がある。

### 四、創造の伸び悩み

前述のような環境の変化は、芸術の新たな発展へのエネルギーを生み、その活性化を促すであろうとの立場から、我が国の芸術の将来に、大きな期待を寄せる者も多い。一方、人々の参加による芸術活動の広がりは、擬似的体験による芸術の風俗化にすぎず、そこに行き過ぎた商業主義や画一化模倣化が結びついて、芸術活動の広がりが、新たな創造活動への契機となり切っていないとの見方も強い。

### 五、欧化政策のしこり

創造活動の伸び悩みの原因の一つとして考えられるのは、明治以来の欧化政策のしこりである。古来我が国は、大陸からの文化を摂取しながら、人間と自然の調和に根ざした独自の伝統芸術を發展させ、その成果は、人類の美的活動に大きな影響を与えてきたが、明治維新以後は、政府による遅れを取り戻し、軍事的、経済的に列強に伍することと課題として文明開化の諸政策を推進した。その結果、欧米文化の刺激

を立てている場合が多いのが実態である。

## 第二節 芸術振興の意義と課題

### 一、国民の理解の涵養

文化は、単なる国家社会の装飾品ではなく、日々の糧や飲料水に等しい生存の必需品であり、人間が人間らしく生きるうえで欠くことのできないものである。そして芸術は、その文化の品格と創造性を最も端的に示す指標であり、また人間の精神的・文化的欲求を体現したものであって、それ自体目的である。特に社会が歴史の連続性を失い、個人が自分で自己を証明して行かねばならない現代においては、自己の表現を通じ、歴史と個人との連携を確認する行為である芸術は、その重要性を更に増していると言えよう。こうした芸術の本質と、芸術が国民生活の内面的な充実にも果たす役割について、芸術家はもちろんで、広く社会の理解を求めることが必要である。なおその際、芸術が以下のような経済的・社会的側面を持つことについても理解を得る必要がある。

### 一、経済的側面

国民生活が豊かになり、物質的充足が達せられると、人々は必需品以外の財に関心を持つこととなり、物とサービスに対するニーズも、従来

の下に新たな芸術形態が生まれるなど、我が国の芸術活動は根本から変質し、その幅も広がった。導入された欧米芸術の一部は、演歌、シンク、浅草オペラのように、我が国独自の芸術と結びついて、新たな大衆芸術を生み出したが、反面、上からの欧化政策であったこともあり、国民の間には、自己の芸術文化を否定的に見、欧米の芸術文化をあるべき模範と見る傾向が一部に生じ、独自の芸術創造への意欲を阻害する一因となった。この欧化政策の影響は、我が国芸術活動の底流として残っている。このため、最近各方面において表面化しつつある伝統芸術への関心の高まりと、欧米に源流を持つ芸術と伝統芸術との調和に基づく独自の芸術創造への意欲も、全体としては芸術の域を抜け出していない。

### 六、国民の広がりへの欠如

我が国の芸術活動、特に舞台芸術は、これまで東京などの大都市に偏り、愛好者の数も限られていた。芸術が分野ごとくに細分化され、またそれぞれの分野内で多流化、流儀ごとくに閉鎖的な傾向が強いことも、国民的な広がりへの阻害してきた一因と言えよう。時間的余裕の無さ、高い入場料金、適切な施設の不足等も問題があるが、芸術家の間にも、若者達の間に見られるような鑑賞よりは参

加を求め、あるいはポピュラー、クラシック、伝統芸能を峻別せず愛好する、といった新しい傾向への配慮の足りなさや、広く社会に芸術に対する理解と支援の気運を醸成するための努力の不足が見られることも事実である。また、我が国の芸術の受け手、特に舞台芸術の観客は、若者と女性に偏っており、社会の中核を成している三十歳以上の男性の観客は少なく、芸術が国民生活の中で重きを成しにくい状況にある。

### 七、媒体と芸術

我が国における電波媒体や印刷技術等のメディアの急速な発展は、国民が手軽に芸術に接することを可能とし、あるいは媒体芸術の発展を促すなど新たな芸術的可能性を生み出す一因となった。このようなテレビ、ビデオ、レコードなどの媒体を通じ、一人で芸術に接することは、芸術の本質である芸術家と観客の精神的なコミュニケーションという本物の芸術体験とは言い難いとの意見もあるが、それによって得た感動は、やがて彼等が劇場等に足を運び、生の芸術を鑑賞し、多くの観衆と感動体験を共有することに結び付く可能性があることも重視すべきであろう。一方、国民の余暇活動の中で最も多くの時間を占めるテレビの場合、局側が視聴率にこだわらざることもあって

一般の人々の参加を促進するとともに、学校教育においてもっと生の芸術に触れる機会を与えるように配慮するなど、青少年にとつて、より良い芸術的環境を形成することが急務である。なお、最近、先進工業諸国との間で顕在化している貿易摩擦問題は、単なる経済問題ではなく、社会・文化問題であるとの見方が広まってきたおり、我が国社会のあり方として芸術の振興を重視する方針を打ち出すことは、対日認識を是正するうえでも重要であると思われる。

### 四、独自の芸術の創造

近世以来、世界の芸術活動に大きな影響を持ち続けた欧米の芸術文化も、近年、非西欧圏の芸術文化との出会いにその再生への期待をかけるようになってきている。経済面で国際的に重要な役割を果たすようになった我が国としては、外来芸術文化の受容にとどまらず、海外の求めにも応じ、相互に刺激を与え合う状況を作り出す責務がある。このためには、広い視野に立って、独自の創造的芸術を作り出し、芸術面でも主体的かつ独自の貢献をする努力をして行かねばならない。

### 五、芸術行政の整備

芸術活動は、本来民間の自主的な努力に待つべきものとの見方もあるが、芸術的創造が「発想の水源」と

芸術的創造の面で期待されるような役割を十分果たしていないとの批判もある。媒体は、また、芸術家に新しい活動の場を提供する一方で、映画館や劇場の観客を減らし、実演家の仕事を減らすなど、芸術活動にとって、困難な状況をもたらしている場合もある。媒体と芸術とのこのような複雑な関係は、今後更に分析を必要とするが、その国民生活への影響の大きさを考えるとき、媒体をどのように取り込んで行くかが、我が国芸術振興の一つの鍵と言えよう。

### 八、不十分な支援体制

古今東西を通じて、芸術の多くは、パトロンによる援助を不可欠の要素として育ってきたが、経済的に平等化した今日の社会では、芸術に平等する力を持つ個人が少なくなり、代わりに国、公共団体あるいは企業が芸術振興により大きな役割を果たすようになってきている。他方、我が国では、芸術は愛好家だけで支えられ良いとの考え方が根強く残っており、芸術に援助を与え、あるいはそうした行為を高く評価するといった風習や伝統がまだ確立されていない。このため、このこともあって、芸術家の所得は、一部の例外を除き、勤労者の平均収入よりかなり低額になっており、プロの芸術家とされている者でも、レッスンや副業などで生計

して、国家社会の發展の上で、自然科学上の発見や技術革新に並ぶ重要な役割を担うものであることにかんがみ、国としても、基盤の整備や情報収集・提供あるいは助成措置、税制措置、顕彰等による刺激など、応分の役割を担うことは当然である。芸術活動の振興方策を考えるに当たっては、国の責任の範囲を明確にし、その上で地方公共団体あるいは民間との分担を定めることが必要である。また、各省市が実施する芸術関係の施策についても、その整合性を保つため、文化庁がコーディネーション機能を持つことが必要である。

六、公の支援体制の整備

芸術活動が自立自助によることが望ましいことは言うまでもないが、芸術分野によつては、多大の経費を要するなど商業ベースでは成り立たないものもあり、市場の原理のみに任せれば、興味本位で、短期的需要のあるものばかりが作られ、芸術家の創作意欲も低下し、商業化できない芸術活動は淘汰されるおそれがある。芸術はまた、次の世代に引き継がれるべき活動として維持していく必要がある。単に芸術に携わる者の個人的責任に帰せざるものではなく、当然に社会全体の責任で支えるべきものである。このため、国、地方公共団体は、基盤の整備に加え、

## ◆特集：民間芸術活動の振興

特に、この報告書において提案する事項のうち、更に具体的な検討を要するものについて、テーマ別に専門的立場から検討を進めることを希望する。

### 一、文化庁のコーディネーション機能の強化

芸術については、国のレベルにおいて、文化庁以外の省庁でも関連する行政が進められており、国としての芸術行政の整合性を保つため、個別の問題に対応して、省庁間の連絡会議を開くなど、これらの関連行政との連絡調整を図っていく必要がある。また、併せて、調整に活用し得る財源の確保の可能性について検討することが望まれる。さらに、地方公共団体や民間の公益法人、企業においても多様かつ多数の芸術文化関係事業が実施されているが、その規模は、全体としては国の行う事業をはるかに超えるものであり、文化庁としては、連絡協議会や研修会の開催、懇談会の開催等を通じ、相互の連絡を強化するなど、各団体の相違と自主性に十分配慮しつつ、専門的知見に立脚したコーディネーション機能を發揮することが望まれる。

### 三、芸術情報収集・提供のネットワークの整備

適切な芸術活動振興策の企画立案は、国民の芸術への志向、芸術の供

芸術活動への直接の助成にも配慮しなければならぬが、それに先立ち、広く社会に、芸術活動の重要性についての認識を定着させ、公の援助の必要性について、国民的なコンセンサスを形成することが必要である。

なお、芸術活動への国の助成は、芸術家の自助努力への意欲を損なわないように運営されねばならず、地方公共団体、公益法人、民間企業等による助成との有機的な連携が図られねばならない。また、芸術活動への行政の不必要な関与を防ぐためにも、助成に当たっては、客観的な運用の基準を定め、公正かつ柔軟な執行が確保されなければならない。

### 七、民間活力の活用

芸術振興にとっては、財源と人材の安定的拡大を図るためにも、また援助の多元化を通じ芸術活動の自主性を保持するためにも、民間の活力の活用が急務である。民間活力の活用は、また、人々に参加の意識を育て、自らの力で芸術を支える意欲を生む上でも必要である。なお、個人や企業の援助意欲を刺激するため、税制上の優遇や顕彰等の制度の整備とともに、芸術活動の援助の意義と必要性の明確化等についても配慮が必要である。国としては、民間の活力を生かす仕組みについて、十分な調査研究を行うべきである。

なお、芸術家としても、外部からの支援だけに頼らず、経済的に困難な状況にある芸術家の支援等、相互扶助にも努めるべきである。

### 八、地方の芸術文化の振興

全国津々浦々に特色ある芸術が育ち、相互に刺激し合うことは、我が国の芸術文化の興行きを深める上で、欠くことのできないものである。現在、全国各地では、近年の文化施設の建築ブームにより、整備されたホール、美術館などが設けられている。今後は、これらの施設を利用して行う芸術文化活動を盛んにすることが、地方の芸術文化の振興の課題である。それと併せて、地方の芸術を担う芸術家の養成を図り、各地方が競い合つて特色ある芸術を育てる気運を醸成することが重要であろう。

### 九、芸術の担い手の養成

今日、芸術の商業傾向が強まっているが、この中で本当の才能を伸ばせる人は少なく、商業ベースとは別の公的養成が必要である。我が国の芸術の担い手の養成は、高等学校における美術、音楽に関する学科並びに大学、短期大学における文芸、美術、音楽その他の学部、学科において行われているが、大学、短期大学では演劇、映画、舞踊の分野の学部、学科はわずかである。また芸術家の養成は、各種学校や専修学校あるいはコンセ

ルトバトルなどの新しい形態の養成機関で行った方が効果的な場合も考えられ、これらも含めた、より多様な機関で進められるべきである。

なお、現行の養成システムは、終身雇用の教員が多いため、一部に、芸術面での研鑽向上への意欲に欠ける傾向がみられたり、適切な人材を教職に起用できない場合があることなど、問題を抱えている。

新しい創造は、ゼロから出発するのでなく、過去の蓄積を生かし、それを乗り越える所に生まれるものであり、そのためにも、過去の蓄積や成果を、芸術家を始め芸術にかかわる全ての人々が活用するための施設整備が望まれる。

### 第二章 芸術活動振興のための具体的方策

#### 第一節 芸術政策立案体制の整備

我が国の芸術活動は、今日、多岐多様にわたり、また国際化の進展に伴い、人類の芸術文化の形成に一層積極的に参加することが求められ、文化などの曲がり角に立つており、文化庁としては、このような広い視野に立つて、画期的な方策を打ち出すことが求められている。

#### 一、総合的芸術活動振興策の立案

我が国の芸術活動は、今日、多岐多様にわたり、また国際化の進展に伴い、人類の芸術文化の形成に一層積極的に参加することが求められ、文化などの曲がり角に立つており、文化庁としては、このような広い視野に立つて、画期的な方策を打ち出すことが求められている。

給側の現状など芸術活動の現状の分析や今後の予測にかかわる情報の収集・分析が前提となる。文化庁としては、その調査研究機能を強化する必要があるが、その一環として、専門的職員を増員を図るとともに、本種の芸術関係の調査と統計の整備を、定期的にフォローアップすべきであろう。また、芸術に関する情報は、文化庁が行う調査によるもののほか、各附属機関、大学等によっても、また、多くの民間の組織によっても収集・分析されている。しかし、全体として体系的な整備が行われていないため、このように収集した情報は、行政にも、創造活動にも十分活用されていない嫌いがある。分野を超えた芸術情報の収集、分析、提供の体系化と、そのためのネットワークの整備は、情報化社会における積極的な行政活動のための基盤整備の一つであり、そのための基礎的な研究を進める必要がある。

さらに、将来の問題として、我が国の芸術活動の現状や将来予測について分析した「芸術白書」の定期的な刊行の可能性についても、検討すべきである。

### 四、事業の外部委託

現在文化庁が実施している芸術関係事業には、直営型の事業が多く含

また、現在の各分野における活動をまとめ、更に発展を目指す芸術活動の中核となるような施設が必要である。それは、芸術の継承の場でもあり、新たな創造のための場でもあるべきである。

#### 十一、芸術家の権利の保護

著作者、実演家等芸術活動の中心的担い手が行う創作活動の成果の利用に際し、それらの人々の権利が適切に保護されることが我が国芸術文化の発展の基盤となる。

そのための著作権等の保護制度については、順次、整備が図られてきているが、今後とも社会の進展等に対応して、著作権、著作隣接権の保護制度をより適切なものとする努力が必要である。

また、現在の各分野における活動をまとめ、更に発展を目指す芸術活動の中核となるような施設が必要である。それは、芸術の継承の場でもあり、新たな創造のための場でもあるべきである。

#### 第二節 芸術活動の基盤の充実強化

##### 一、芸術関係予算の確保

我が国は、国民総生産において自由世界第二位の豊かな国となったにもかかわらず、文化庁予算はそれにふさわしい規模が確保されていない。芸術文化の振興には、財政面で応分の公的支援が必要なことはいうまでもなく、二十一世紀に向けて我が国の活力を維持していくための基本的な社会の基盤整備の一環として芸術関係予算の充実について国家的見地から十分配慮がなされるべきである。

また、文化庁においては、施策の全般にわたり、財源の一層の有効利

用に努めるべきであり、特に民間芸術等活動費補助については、その確保に努める一方、芸術関係者の自助努力の奨励や事務担当者研修を通じての補助金運用の効率化など、そのあり方を根本的に見直す必要がある。

#### 二、芸術に対する新たなハトロネーシの開発とその制度化

民間の活力を活用することは、財源と人材の拡大を図るうえでも、芸術の支援体制の多元化を通じて創造活動の自由を確保するうえでも、不可欠である。

今日、欧米諸国においては、公的機関と並んで産業界が芸術に対する支援者として大きな役割を果たしている。我が国においても、産業界の芸術への支援は、演奏会等に対するスポンサーシップ、助成事業又は自主事業を行う財団法人の設立、美術館等の芸術文化施設の設置、芸術文化活動に関する表彰など多様な形態で行われているが、欧米諸国と比較して量的にも質的にも十分とは言えない。また、企業宣伝の色合いが濃くすぎるとも見られる。

芸術への支援は、企業や産業界自体のイメージの向上を図る観点、我が国経済の活力を維持するうえで重要な「発想の水源」としての芸術を振興する観点、さらには企業の地域

## ◆特集：民間芸術活動の振興

社会の一員としての責務の観点等からも必要である。文化庁や芸術団体等関係者は、あらゆる機会を利用して、こうした芸術支援の意義について、国民一般や産業界の理解を得る努力をする必要がある。

近年、欧米諸国においては、支援を必要とする芸術家、芸術団体側と適切な支援の機会を求めている企業側との調整・仲介を行う仕組みが急速に整備されつつあり、芸術への支援拡大に大きな効果を挙げている。文化庁としては、芸術振興への民間活力の活用の一環として、これら諸国の経験も参考として、公的機関、企業等の民間機関、芸術団体等が芸術活動の活性化に当たり協同し得る仕組みの整備の可能性について、早急に検討を開始する必要がある。

また、芸術振興のための公益信託の設置、芸術支援の意欲を喚起するための支援者に対する顕彰制度の整備についても、検討を進める必要がある。さらに、「文化行政長期総合計画」で提案された国の資金と民間からの資金をもつて、広く我が国の文化の振興普及を行う団体についても、改めて検討すべきである。

特に税制面については、試験研究法人制度など現行の税制下での優遇措置の十分な活用を図るとともに、芸術活動に対する寄附金に係る税制

上の優遇措置の拡充、芸術活動にかかわる公益信託に係る優遇措置の導入、美術館等への美術品の寄贈・寄託を容易にするための税制面での措置など、現行税制の各側面にわたって根本的な見直しを検討することが望まれる。

このような仕組みの整備や税制面での配慮を通じ、新たな芸術のパトロンを創出することにより、芸術活動の財源を継続的に確保し、国民の間に、芸術振興に自ら参加する意欲を育てることこそ、二十一世紀に向けての我が国の芸術行政の大きな課題と思われる。

### 第三節 創造の振興

#### 一、創造活動の活性化

明治以降の我が国は、欧米の芸術の摂取に努めてきたが、今日我が国が置かれてある立場を考えると、芸術面でも更に創造への努力を強化し、独自の芸術を創造し、その成果を国際社会に還元することが急務となっている。

文化庁においては当面、芸術活動の助成基準の見直しや、優れた創作活動を奨励するための制度の創設など、意欲的な創造活動を重点的に支援するための施策を早急に講ずるとともに、将来において我が国を世界の創造活動の中心の一つとするとの

に対する関心が世界中で高まっていくことを考えると、現代の創作活動を積極的に海外に紹介することは、我が国の国際的な責務であるばかりか、日本の芸術活動に国際的な視野を導入するうえでも不可欠である。ただ、我が国の現代創作作品は、一部のものを除いて、いまだ商業ベースで海外公演が可能な条件を備えていないため、海外紹介のための特別な条件整備が必要となる。そのためにも、今年度新たに開催される日米舞台芸術交流事業を始め、国の助成や公益信託等官民による海外公演や展示のための財政的支援の仕組みの拡充が必要である。それと併せ、我が国の芸術事情を海外に紹介し、交流意欲を喚起するために、芸術関係の海外紹介資料の整備が求められる。

なお、創造への新たな刺激の一つとして、これまで十分でなかったアジアその他の地域の芸術の我が国への紹介が必要であり、芸術祭国際公演や、アジア太平洋地域の芸術に関するセミナー等の開催によって、これら地域との交流強化のため必要環境整備が行われることが望まれる。

#### 四、芸術家等の養成

現在、芸術系の大学を卒業する者の数は非常に多く、芸術を支える人材の大きな供給源となっており、今後民間の支援によるスカラシップの

充実など、その内容の一層の強化が望まれる。また、社会の各方面で芸術を支える層を更に拡大するために、芸術系の大学などにおいて、芸術家だけでなく、各方面で芸術を担う人材の養成にも目を向ける必要があると思われる。

一方、芸術家を始め芸術の担い手養成には、大学や短期大学よりも専修学校や各種学校による教育・訓練の方が効果的な面もあり、演劇、映画、舞踊などの分野を中心に、これらの多様な教育プログラムが整備されることを望まれる。また、プロの芸術家の養成を主要目的とする場合には、現行の教育体系とは別に、実技を重視したコンセルバトワール等の新たな芸術家養成機関の設置の可能性についても、検討する必要がある。

現在、オペラ歌手については、文化庁の支援の下に特別の養成事業が行われ、大きな成果を挙げているが、他の芸術分野についても、特別の養成事業を開始する可能性についても、検討する必要がある。

なお、文化庁が行っている芸術家在外研修制度は、これまでも我が国芸術水準の向上に大きな役割を果たしてきており、今後派遣先の多様化受入れ国との協同による研修内容の充実など、一層の強化が必要である。

立場に立つて、これまでの発想や手法の見直しをすることが望まれる。

#### 二、地方芸術の振興

我が国が創造への刺激を、諸外国の芸術だけでなく、自らの芸術活動にも求めるには、各地方に特色ある芸術が育ち、相互に切磋琢磨する状況を作り出す必要がある。このため各地方においては、芸術行政組織の充実を図るとともに、中央志向でなく、地域の特色ある芸術の育成を目指す芸術振興施策が進められることが望まれる。

国の芸術行政は、これらの点に留意し、地方公共団体その他が行う芸術振興施策が効果的に進められるよう、情報提供、指導、助言及び必要な条件整備に努めることが大切である。その際、分野ごとに芸術振興の中核となり得る拠点を定めるなど、重点的な条件整備を行うことも考慮すべきである。

また、芸術祭の地方開催や地方芸術団体の中央公演促進を通じ、地方の芸術家に公演の機会を与えることが望ましい。なお、将来においては、地域ごとに特色ある芸術団体を育て、各地方が芸術の水準を競う状況を作り出す可能性についても検討すべきであろう。

今日、地方においては、劇場、文化会館等の整備は順調に進み、これ

#### 五、顕彰制度の整備

顕彰制度は、芸術活動の振興策として極めて重要なものであり、時代の推移に伴い変化する芸術活動の実態に合わせて、積極的な活用を図ることが必要である。また、芸術団体の運営に携わる者や、芸術活動に物心にとわぬ援助を行う者などに対する配慮も必要である。このため、文化庁長官による表彰など、新たな顕彰制度の新設が必要と思われる。

#### 六、芸術家の経済的基盤の改善

芸術振興にとつては、創造活動に従事する芸術家を始めとする芸術関係者が、創造活動の自由を享受し、その社会への貢献にふさわしい尊敬を受け、最低限の雇用、労働及び生活の条件が満たされる必要がある。このためには、文化庁としては、芸術家の収入等生活実態を把握するとともに、顕彰制度の充実や養成の仕組みの強化、税制の整備に加えて、著作権、著作隣接権の保護制度を一層充実することに配慮する必要がある。

#### 七、芸術活動の場の整備

我が国の劇場、美術館などの芸術関係施設は、近年その整備が進んだが、その運営等については、いまだ十分とはいえず、関係者の一層の努力が待たれる。また我が国においては、芸術各分野での区分化が進み、分野を超えた交流や創造活動が阻害

ら施設の効率的運営と事業内容の充実及び個性化が今後の課題となっている。文化庁としては、これら施設の運営に関する地方公共団体との協議の機会を一層充実させるとともに、施設運営担当者に対する講習会や指導者派遣制度の拡充、情報提供、施設運営のための手引や基準の作成など、これら施設の企画、運営機能の強化を図る必要がある。

一方、地方公共団体においても、地域に根ざした芸術家や芸術団体を育成するため、公的又は民間資金による芸術支援の仕組みを整備することが望まれる。また、現在文化庁が行っている芸術家国内研修制度を一層有効に活用し、地方の芸術家の育成を図ることも効果的であろう。

#### 三、互恵の立場からの国際交流の促進

芸術の国際交流の意義は、相互の刺激による芸術水準の向上と文化の相互理解にあり、一方的な欧米芸術の流入では、本来の目的を達成できるものではない。

我が国の芸術の海外紹介については、量的に十分ならばかりか、ややもすれば古典芸術や民俗芸能あるいは前衛的な芸術に比重が置かれ、我が国社会で広く国民に理解され支持されている現代芸術の紹介が十分ではない嫌いがあった。我が国の文化

されがちな状況にあり、総合的な公演施設の設置の必要がある。

これに加えて、個々の芸術分野を超えて新しい創造活動を展開するため、長期的観点から、造形芸術のみならず、映像、音響等の芸術の様々な表現を一堂に集めた総合的な芸術振興のためのセンターが必要であり、その設置の可能性について検討すべきである。このセンターは媒体による芸術活動の記録を含めた情報の蓄積・提供機能、研究・研修機能、関係者の交流機能、実験的創作発表機能などを兼ね備え、さらには芸術と科学技術の橋渡しをする機能も持つことが望ましい。またその運営に当たっては、民間活力の活用により財源と人材を確保するとともに、柔軟な運営によって、創造活動の自由を確保し、芸術関係者の活発な創作意欲を刺激する工夫が求められる。

#### 第四節 芸術活動に広がりをもつ

##### 一、国民の理解の涵養

民主的な社会における芸術の最も望ましいあり方は、芸術活動が国民的な広がりを見せ、人々がその希望するところから従って自発的に芸術を支援し、芸術活動に参加し、その成果を享受することである。

芸術活動が、芸術家や一部の愛好者など少数の人々のものにとどまら



◆特集：民間芸術活動の振興

ず、社会全体の関心事となるためには、国民の間に、芸術が国民生活と社会の発展に重要な役割を果たしていることについての十分な認識が広がらねばならない。国・地方公共団体の芸術行政担当者や芸術家等関係者は、それぞれの立場から芸術活動の重要性を国民に訴え、その理解を求める必要があり、そのために、マスコミ関係者やオピニオンリーダーとの意見の交換をより頻繁にし、その理解と協力を仰ぐべきである。また、芸術家の側において、青少年の感受性の養成や社会奉仕活動等に積極的に参加することが望まれる。

一、観客・受け手層の拡大

芸術の理解は、芸術がもたらす感動と切り離せないものであり、芸術活動に広がりを与えるためには、入場料の軽減等による入場料の引き下げや、劇場、美術館、展示場等の整備、地方における優れた舞台芸術作品の巡回公演の強化等を通じ、生の芸術を国民の身近なものとしなければならぬ。一方、芸術家や芸術団体においても、国民の間に見られるような、参加を求め、あるいはポピュラー、クラシック、伝統芸能を峻別することなく愛好するといった新しい傾向にも十分配慮し、公演時間、公演形態などに工夫をこらすなど観客や聴衆の増加を図り、賛助会員制

度などボランティアによる支援体制を強化し、録画、録音テープなどの活用によって新たな需要を喚起することも必要であろう。また、芸術が実践と切り離されるべきではないことを考え、こども・青少年芸術劇場、中学校芸術鑑賞教室、美術作品の巡回展などの芸術鑑賞の機会を充実し、青少年に生の芸術に接し、親しむ機会をより多く与える必要がある。

一方、芸術の普及には、芸術的感性と芸術の各分野についての最低限の知識を持った人々の層が必要であり、芸術系大学その他の教育機関において、社会のあらゆる分野で芸術を支え、芸術に関与し、あるいは芸術を享受する人々を対象とした、芸術理解のためのプログラムが強化されるべきである。

三、人々の芸術活動への参加の促進

人々の芸術活動への関与の仕方としては、単なる芸術の成果の受け手としての役割だけでなく、自ら演じ、自ら制作する参加がまた、重要である。最近とみに高まっているこの芸術活動への参加意欲を更に促進するため、昭和六十一年度に新たに開催される国民文化祭や、アマチュア芸術団体の育成、公演、発表機会の確保など、人々の間における幅広い芸術活動の一層の活性化を図る必要がある。

(参考)

一、民間芸術活動の振興に関する検討について

昭和六十一年二月十八日  
昭和六十一年一月十五日  
(一部改正)  
文化庁長官 裁定

一、趣旨

我が国の民間芸術活動の将来の展望と、その振興の方途について検討し、民間芸術活動の振興に資する。

二、検討事項

(1) 我が国民間芸術活動の現状と将来の展望について  
(2) 民間芸術活動振興の方途について

三、検討方法

(1) 下記の学識経験者等の協力を得て、二に掲げる事項について検討する。

- (2) 検討を行ううえで必要ある場合は、下記以外の専門家の協力を求めることができる。
- (3) 検討に当たっては、必要に応じて、芸術家、芸術団体等の意見を徴する。

四、検討期間

検討期間は、昭和六十一年二月十八日から二年以内とする。

五、その他

この検討に関する庶務は、関係課の協力を得て文化庁芸術課が処理する。

二、民間芸術活動の振興に関する検討会議の構成(五十音順)

飯田 経夫  
名古屋大学教授(経済学)

内田 公三  
経済団体連合会常務理事

江藤 淳  
文芸評論家・東京工業大学教授

岡村 喬生  
声楽家

小田島雄志  
演劇評論家・東京大学教授

川口 幹夫  
日本放送協会顧問

河竹登志夫  
演劇評論家・早稲田大学教授

日下 公人  
ソフト化経済センター専務理事

品田 雄吉  
映画評論家

高階 秀爾  
美術評論家・東京大学教授

高橋美智子  
打楽器奏者

二谷 英明  
俳優

丹羽 正明  
音楽評論家・東邦音楽大学教授

平山 郁夫  
画家・東京芸術大学教授

福田 一平  
舞踊評論家

松田 芳郎  
一橋大学教授(日本経済統計文献センター)

三善 晃

作曲家・桐朋学園大学長

森下 洋子 舞踊家

吉村 融

埼玉大学教授(政策科学)

渡辺 浩子 演出家

(専門委員)

浅木森利昭

国立教育研究所室長

折橋 徹彦

関東学院大学教授

永山 貞則

早稲田大学客員教授

(注)◎は座長、○は座長代行

三、民間芸術活動の振興に関する検討会議の各部会の検討経過

(第一部会)

第一部会は、昭和六十一年五月十六日から同年十一月七日までの間に合宿討議を含め、計六回の会議を開催した。

同部会の分担任は、我が国の芸術活動の現状を分析し、芸術振興の意義と課題を明らかにすることであり、自由討議を行い、結果を「我が国芸術活動の現状と問題点」としてまとめ、全体会議に提出した。

(部会構成)(十名)(◎は主査、以下同じ)(五十音順)

- 江藤 淳、岡村喬生、日下公人、品田雄吉、二谷英明、○丹羽正明、平山郁夫、福田一平、三善 晃、森下洋子

(第二部会)

第二部会は、昭和六十一年四月二十六日から昭和六十一年四月二十四日までの間に計六回の会議を開催した。

同部会の分担任は、芸術活動の量的分析と今後の動向予測であり、この検討と並行して実施された科研費グループによる芸術家、芸術団体、聴衆・観客等を対象とした調査と、既存データの分析を踏まえて、芸術活動の動向を予測し、全体会及び第一部会に報告し、その参考とした。

(部会構成)(十名)(五十音順)

- 浅木森利昭、飯田経夫、小田島雄志、折橋徹彦、川口幹夫、永山貞則、丹羽正明、松田芳郎、○三善 晃、吉村 融

(第三部会)

第三部会は、昭和六十一年五月八日から昭和六十一年五月十五日までの間に計五回の会議を開催した。

同部会の分担任は、諸外国における芸術行政の現状調査で、米国、英国、フランス、西ドイツ及び韓国、五か国を対象に計六名を現地に派遣し調査を行い、第三部会では、これらの調査を踏まえて自由討議を行い、検討調査結果及びそれを踏まえた提案を全体会議に提出した。

(部会構成)(七名)(五十音順)

- 品田雄吉、高階秀爾、高橋美智子、永山貞則、丹羽正明、松田芳

会議開催状況

年月日	会議名	年月日	会議名
60.11.27	全体会(第1回会議)	60.11.19	全体会(第6回会議)
3.19	全体会(第2回会議) (芸術団体の意見聴取)	61.1.9	第4部会(第1回会議)
4.26	第2部会(第1回会議)	1.28	全体会(第7回会議)
5.8	第3部会(第1回会議)	2.12	第4部会(第2回会議)
5.16	第1部会(第1回会議)	2.15	第3部会(第5回会議)
5.24	全体会(第3回会議)	3.8	第4部会(第3回会議)
5.31	第2部会(第2回会議)	3.20	全体会(第8回会議)
6.7	第3部会(第2回会議)	3.27	第5部会(第1回会議)
6.13	第1部会(第2回会議)	4.3	第4部会(第4回会議)
7.6	第2部会(第3回会議)	4.15	第4部会(第5回会議)
7.16	第3部会(第3回会議)	4.18	第5部会(第2回会議)
7.17	第1部会(第3回会議)	4.24	第2部会(第6回会議)
7.29	全体会(第4回会議)	5.9	第4部会(第6回会議)
8.6	第2部会(第4回会議)	"	第5部会(第3回会議)
9.10	第3部会(第4回会議)	5.14	全体会(第9回会議)
9.11	全体会(第5回会議) (芸術団体等関係者の意見聴取)	5.30	第5部会(第4回会議)
9.13	第2部会(第5回会議)	5.31	第4部会(第7回会議)
10.9	第1部会(第4回会議)	6.9	第4部会(第8回会議)
10.10	第1部会(第5回会議)	6.19	全体会(第10回会議)
11.7	第1部会(第6回会議)	7.11	全体会(第11回会議)
		7.28	全体会(第12回会議)

郎、渡辺浩子

(第四部会)  
第四部会は、昭和六十一年一月九日から同年六月九日までの間に計八回の会議を開催した。

同部会の分担任は、今後の芸術活動振興策の方向を探ることであり、第一部会を中心とまとめた「我が国芸術活動の現状と問題点」や第二部会及び第三部会の検討結果を踏まえて自由討議を行い、結果を「芸術活動振興のための新たな方途」及び「芸術活動振興のための具体的な方策」にまとめ、全体会に提出した。

(部会構成)(十一名)(五十音順)  
内田公三、江藤 淳、品田雄吉、高階秀爾、二谷英明、丹羽正明、

福田一平、松田芳郎、三善 晃

(第五部会)  
第五部会は、昭和六十一年三月二十七日から同年五月三十日までの間に計四回の会議を開催した。

同部会の分担任は、民間芸術活動の成のあり方を検討することであり、現行の助成制度や創作活動を奨励するための制度について自由討議を行い、結果を全体会に提出した。

(部会構成)(六名)(五十音順)  
小田島雄志、○高階秀爾、高橋美智子、平山郁夫、福田一平、三善 晃

編 纂 後 記

昭和六十年二月にスタートした民間芸術活動の振興に関する検討会議による報告が、約一年半の討議を経てまとめられました。

そこで今月号では、検討会議の委員である三人の先生方に、その内容や感想等を語っていただきました。九月一日付で文化庁長官の異動がありました。三浦前長官は、民間から就任され、文化行政に新風を巻き起こすと同時に様々な業績を残されました。心からお礼申し上げます。職員一同、大崎新長官のもと新たな気持ちで文化行政に取り組んでまいります。

秋だけなわ。十月一日に芸術祭祝典が行われ、国民文化祭の協賛事業も始まります。

広告の問合せ・申込み先

株式会社 ぎょうせい 営業課  
TEL: 〇三(三六八)二四一(代表)

「文化庁月報」九月号

(通巻第二六号)  
昭和61年9月25日印刷・発行

編集 文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号  
発行所 株式会社 ぎょうせい

本社 〒100東京都中央区銀座7丁目4番12号  
営業所 〒100東京都新宿区西五軒町52番地

電話 〇三(三六八)二四一(代表)  
振替口座 東京 九一六一番  
印刷所 ㈱行政学会印刷所

定 価 一八〇円(送料四五円)  
年間購読料 二、一六〇円(送料共)